

第2回 城陽市子ども・子育て会議 会議録

日 時：平成26年5月12日（月） 19：00～21：30

場 所：福祉センター1階 ホール

出席者：委員	16名
（安藤会長、久保副会長、大久保委員、浅井委員、朝山委員、石田委員、中川委員、安森委員、山下委員、石原委員、井上委員、杉山委員、森委員、中岡委員、初山委員、野口委員）	
事務局	11名
業者（地域社会研究所）	2名
	計29名

資 料：次第

- ・資料1 子ども・子育て支援新制度パンフレット「なるほどBOOK」
- ・資料2 城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査結果報告書
- ・資料3 城陽市子ども・子育て支援事業計画～骨子案～
- ・資料4 教育・保育提供区域の設定について
- ・資料5 第1回 城陽市子ども・子育て会議 会議録
- ・資料6 子育て支援に係る統計資料について

1. 開会、委嘱書交付

●事務局

皆様こんばんは。第2回城陽市子ども・子育て会議を始めます。本日はご多忙の中、また夜分お疲れの中ご出席賜りありがとうございます。

それでは会議に先立ちまして先般お送りしました資料を確認いたします。

——資料確認——

続きまして、前回の会議から一部の委員に変更がございましたので、新しく委員になられました方に委嘱書を交付いたします。

——委嘱書交付——

2. 議事

(1) 子ども・子育て支援新制度について

●事務局

それでは議事に移ります。以降の進行は安藤会長にお願いしたいと思います。

●安藤会長

皆様こんばんは。本日はお足もとが悪い中お集まりいただきありがとうございます。新しく委員になられた皆様どうぞよろしくお願いたします。

それでは議事「(1) 子ども・子育て支援新制度について」に関して事務局よりご説明お願いいたします。

●事務局

前回の会議で子ども・子育て支援新制度の内容がわかりにくいというご指摘があり、今回よりわかりやすい資料をご用意できましたので再度説明いたします。資料1「子ども・子育て支援新制度パンフレット『なるほどBOOK』」をご覧ください。

——資料1について説明——

以上でございます。

●安藤会長

ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございますか。

●事務局

質疑の前に1点補足します。資料1では主に保育園、幼稚園の利用形態について説明しましたが、子ども・子育て会議では保育園、幼稚園に限らず本市の子育て支援制度について広くご議論いただきたいと考えております。

●石田委員

資料1の8ページの下部に「契約・支払先は、利用する施設によって異なります」と書かれています。説明を読みますと、「私立保育所を利用する場合は利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払います」と書かれており、これは従来と変化がありませんね。一方で、「認定こども園・幼稚園・公立保育所・地域型保育を利用する場合は利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者（公立保育所の場合は市町村）へ支払います」と書かれています。利用者が市町村を介さずに施設・事業所と直接契約する点为新制度の大きな変化だと思いますので、利用形態について詳しく説明していただけないでしょうか。

●事務局

利用形態についての詳細は未定のため確定的なことは申し上げられませんが、資料1の8ページ中ごろに保育所等での保育を利用希望の場合の説明として「4 申請者の希望、保育所等の状況などにより、市町村が利用調整をします」と書かれています。また、その下部に「※保育を必要とするお子さん（2号、3号認定）の場合、必要に応じ、市町村が利用可能な保育所等のあっせんなどもします」と注釈されていますように、保育園の入所の手続きに関しては公立も市立も市町村が間にはいって利用調整することになるかと考えております。

●石田委員

公立保育園も私立保育園も市町村が間に入って利用調整するというのであれば、なぜ資料1の8ページでは公立保育園と私立保育園の契約・支払先の説明が分けて書かれているのでしょうか。

また資料6の6ページに在園児童数の現状の図表があり市立、私立の各保育園、幼稚園の名前が記載されていますが、市立保育園は全て市が運営しているという理解でよろしいでしょうか。

●事務局

市立保育園は現在新久津川、久世、鴻の巣、今池、青谷の5園を運営しており、私立保育園は清仁、くぬぎ、清心、里の西、しいの木の5園が運営されています。そのうち公設公営の保育園は鴻の巣保育園、青谷保育園の2園です。新久津川保育園、久世保育園は民間委託しています。今池保育園は学校法人が指定管理者として運営しています。城陽市では、以上の保育園を公立保育園に位置づけています。

●石田委員

市がおっしゃる公立保育園の利用者は、今後施設・事業者と直接契約するということですね。これまで私立保育園や公立保育園の契約・支払先は市町村でした。しかし公立保育園も認定こども園や幼稚園と同様の利用形態になるということでしょうか。

●事務局

まず、認定こども園は満3歳以上の1号認定の子どもと、満3歳以上の2号認定及び満3歳未満の3号認定の子どものうち認定子ども園での保育を希望するお子さんをお預かりします。保育園は満3歳以上の2号認定の子どもと3号認定の満3歳未満の子どもで保育所での保育を希望するお子さんをお預かりします。

●石田委員

認定こども園利用者は施設・事業者と直接契約するということですので、利用形態は従来の幼稚園と同じスタイルになり、その枠組みの中に公立保育園も含まれるということですね。私立幼稚園だけが従来通りの利用形態であるということでしょうか。第1回子ども・子育て会議でも、このあたりの認識が事務局と噛み合わなかった様に感じています。

●事務局

公立保育園も認定こども園も施設・事業所との直接契約ということで言えば石田委員がおっしゃる通りです。ただし、公立保育園は市が事業者となりますので、実質的には私立保育園と同じく市との契約になります。

●石田委員

利用者にとっても大きな制度改革になりますので、共通認識をもって議論することが重要だと思います。補助金等について国の考え方もはっきりしており、公立保育園は施設型給付ということで幼稚園や認定こども園と同じくくりになります。このことは法定のため地方で変えようがないかもしれませんが、事務局と委員の認識を統一した方が良いように感じます。

計画策定では国の方針がまだはっきりしない部分もありますが、新制度での契約・支払の流れは市でもしっかり把握していただきたいです。

●安藤会長

本日は国の資料を基に子ども・子育て支援新制度について説明していただきましたが、新制度移行後の保育園、幼稚園の利用の流れについて石田委員から問題提起をいただいたということでもよろしいでしょうか。

私からも意見を申します。資料1の8ページ上部に「3つの認定区分」の説明があります。3号認定をみると、利用先に幼稚園が含まれていません。ここまで施設型給付の幼稚園と保育園について議論されてきましたが、幼稚園が地域型保育として小規模保育を実施するというのであれば3号認定の利用先に含まれることになります。幼稚園が小規模保育を実施することは可能なのでしょうか。その際は市町村が認可することになります。

●朝山委員

資料1の8ページでは契約・支払先が「幼稚園」と書かれていますが、公立も私立も「幼稚園」としてひとくくりに扱われるのでしょうか。

●事務局

現在城陽市では幼稚園は公立が富野幼稚園1園、私立が青谷聖家族、京都文教短期大学付属家政城陽、佐伯、白鳥、平川、芽生えの6園運営されています。私立幼稚園は京都府の知事部

局の管轄ですので城陽市の教育委員会はあまり関わりませんが、公立も私立も法的根拠は同じです。

●朝山委員

契約・支払先は公立も私立も今まで通りですか。

●事務局

従来通りです。公立幼稚園を利用の場合は市へ利用料をお支払いいただき、私立幼稚園を利用の場合は各幼稚園へお支払いいただきます。

●安森委員

先ほどの公立保育園の契約・支払先の話に戻りますが、公立保育園の契約・支払先は市町村ということで、つまり公立保育園も私立保育園も契約・支払先は同じということですか。

●事務局

はい。利用者側からみると実質的には同じです。

●石田委員

幼稚園も従来通り、保育園も従来通りということであれば、なぜ各施設の契約・支払先の説明が2つに分かれるのでしょうか。事業者についても、公設公営ならば市町村が事業者ということになるのかもしれませんが、実際には社会福祉法人、学校法人などが運営している公立保育園もございます。認定こども園も幼稚園も実際には市町村が事業者ではありませんし、学校法人や社会福祉法人など事業者は様々ございます。先ほど公立保育園の事業者は市町村ということになるとご説明がありましたが、事業者と市町村の捉え方について明確にさせていただきたいです。

●事務局

私立保育園は、子ども・子育て支援法で定められている施設型給付には該当しません。児童福祉法第24条に基づき、市町村が利用者と契約して利用料を徴収し、市町村から各私立保育園へ委託費をお支払いします。そのため私立保育園の保育料は公定価格を基に市町村が定めま

●石田委員

平成25年度に保育士等処遇改善臨時特例事業として補助金の交付があったと思いますが、公立保育園にも交付されたのでしょうか。

●事務局

公立保育園には補助金の交付はございません。

●石田委員

なぜ公立保育園に処遇改善の補助金が交付されないのか、その意味を理解していただきたいと思います。

●大久保委員

保育園の契約・支払先についてですが、公立保育園の施設・事業者は市町村、私立保育園の施設・事業者は学校法人だったり社会福祉法人だったりします。資料1の8ページの説明は、公立と私立では施設・事業者がそれぞれ異なるため分けて説明されていますが、契約・支払先は公立も私立も市町村であり従来の契約のステップをふまえるという意味合いで書かれているのではないのでしょうか。

●森委員

利用者側からの一意見ですが、契約・支払先が事業者であるか市町村であるかはそれほど重要ではないように感じます。

●事務局

本日説明しました資料1は子どもの保護者向けに作成されています。大久保委員がおっしゃるように、どういうふうに利用申し込みをし、利用料を支払うかという流れを分かりやすく説明した資料です。

●石田委員

なぜ子ども・子育て支援新制度が成立するのかということに立ち返りますと、従来保育園は保護者が就労していることが利用の前提でしたが、就労状況にかかわらず必要な教育・保育を受けさせたいという保護者の要望がありました。利用者にとってどうすることが良いのか、教育・保育を提供する側の理屈ではなく、利用者側に立って改革が進められています。そのため、利用者にとって従来と変化がないわけではありません。利用者の必要に基づいて制度が大きく変わろうとしています。

しかし、待機児童の問題を例にとりますと、待機児童の状況には各都道府県、市町村で差がありますように、制度を全国一律で決めてしまうことに無理があるため、地域の実情に応じて計画を作成しようという意図があります。

たしかに変化が無いように感じられる面もありますが、子育てや保育の制度が大きく変わる

のだという認識をもって議論する必要があるのではないのでしょうか。新計画には少子化への歯止めや子育てと仕事の両立、子育てしやすいまちづくりへの期待も込められています。

●安藤会長

ありがとうございます。それでは（１）の議事は以上でよろしいでしょうか。

——質疑なし——

（２）子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査のクロス集計結果について

●安藤会長

次に、議事「（２）子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査のクロス集計結果について」に関して事務局より説明をお願いします。

●事務局

それでは資料２「城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査結果報告書」をご覧ください。

——資料２説明（以下、要点のみ記載）——

- ・就学前児童の調査で子どもを預かってもらえる状況をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」（64.0%）が最も多くなっている。
- ・就学前児童の調査で利用している教育・保育の種類別に子どもを預かってもらえる親族・知人の有無をみると、「いずれもない」は全体で7.4%となっている。
- ・就学前児童の調査で望ましい子育て環境や周囲からのサポートをみると、「保育園を充実してほしい」、「病児・病後児保育について（病児保育を実施してほしいなど）」、「親子で参加できるイベントを開催してほしい」、「気軽におしゃべりしたり相談できる機会がほしい」、「同年齢の子どもがいる子育て家庭と交流したい」、「子どもたちを安全な場所で自由にのびのび遊ばせたい」などの意見が寄せられている。
- ・就学前児童の調査で母親の就労状況をみると、0歳～2歳児の母親では就労していない割合が高く、在宅で子どもをみている可能性がある。3歳児以降の母親は就労している割合が増える。
- ・就学前児童の調査でパート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望をみると、4歳～5歳児の母親でフルタイムへの転換希望が相対的に高まっている。
- ・就学前児童の調査で就労していない母親の就労希望をみると、3歳児以降の母親の就労希望が高まっている。
- ・就学前児童の調査で子どもが病気の際の対応をみると、子どもが病気やケガで幼稚園、保育園などを休んだ経験があった家庭は84.7%となっている。そのうち、病児・病後児保育施設等の利用希望をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は32.1%

となっている。また、利用している教育・保育の種類別にみると、保育園を利用している家庭の35.9%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答している。

●安藤会長

ありがとうございます。ご意見、ご質問やご感想などございますか。このアンケート調査結果の数字を基に事業計画が策定されていきます。

●事務局

事務局より補足です。城陽市では現在きづ川病院にご協力いただきながら病後児保育を実施しています。資料2の87ページ「病児・病後児保育施設等の利用希望」をみますと、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した家庭は32.1%ですが、支援が必要な数字であると認識しております。

また、本年度4月より里の西保育園で体調不良児対応型保育を開始しました。保育園の病児保育室に看護師を配置し、保育中に発熱した子どもを保護者が迎えに来られるまで見ております。今後、病児保育も実現していきたいと考えていますし、体調不良児対応型保育の拡大も推進してまいります。

●安藤会長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございますか。
——質疑なし——

(3) 城陽市子ども・子育て支援事業計画～骨子案～について

●安藤会長

それでは、議事「(3) 城陽市子ども・子育て支援事業計画～骨子案～について」に関して事務局より説明をお願いします。

●事務局

それでは資料3「城陽市子ども・子育て支援事業計画～骨子案～」をご覧ください。
——資料3説明——

以上でございます。

●安藤会長

ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございますか。

●事務局

本日は骨子案をお示ししましたが、次回ではさらに内容を加えた資料を提示し、議論していただく予定でございます。本日はまず構成パターンなどこれで良いかどうかご意見頂戴したいと考えております。

また、第4章で施策の推進方策を記載予定ですが、皆様それぞれのお立場でご意見があると思いますので、内容が具体的になりましたら議論が盛り上がるのではないかと思います。

●石田委員

今回は計画の見出しということで今後の中身が重要ですが、資料3の目次に書かれておりますように第4章では教育・保育提供区域の設定、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、教育・保育の推進に関する体制の確保の内容が記載されます。どういう提供体制にするのか、どういう組織がどういう形態で提供していくのかということは極めて重要な事項です。教育・保育の量と質の確保や誰が施策を担っていくのかということを含め、第4章の重要性を感じていますので、いろいろな方の声をお聞きしたいと思います。働き方や雇用のあり方も含めて、子どもの保護者にも大きく関わることでありますので、大いに関心、期待がございます。事務局だけでなく、皆で良い計画を作っていくという気持ちで議論していきたいと思っております。

●浅井委員

計画骨子の作成は事務局だけで行われるのでしょうか。第4章では教育にもふれられていますが、教育委員会も関わるのでしょうか。

●事務局

教育委員会と連携しながら作成します。

●浅井委員

資料6の6ページにも書かれていますように、現在城陽市では1,001人の子どもが幼稚園を利用しています。そのうち約95%の子どもが私立幼稚園を利用しています。しかし、幼稚園については私立への視点が少ないように感じます。公立、私立それぞれの良さがありますので、保護者がどちらに子どもを通わせるか考えられる計画を作成していただきたいと思っております。

●事務局

子ども・子育て支援という大枠の中で幼児教育を考えていくにあたり、当然私立幼稚園の視点も盛り込んでまいります。

●山下委員

じょうよう冒険ランドプランでは人権や健康、幼稚園と保育園のふれあいなど幅広い事項を取り上げられていましたが、子ども・子育て支援事業計画ではその辺りの事項は考慮されるのでしょうか。

●事務局

じょうよう冒険ランドプランは次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）に基づく計画で、平成 26 年度末で終了いたします。しかし事業の継続性も考慮し、子ども・子育て支援事業計画は従来の計画もふまえて作成していきます。資料 3 の骨子案の第 4 章に「5. 城陽市子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項」とありますが、この部分でどの程度内容をふくらませられるか事務局から提案したいと思います。

●安藤会長

今事務局から説明がありましたように、じょうよう冒険ランドプランは次世代育成支援推進事業行動計画（以下、次世代計画）として、子ども・子育て支援事業計画とは異なる計画です。今後両計画を別立てで作成していくのか、子ども・子育て支援事業計画に次世代計画の内容を盛り込んでいくかはまだはっきりしませんが、両計画の整合性やじょうよう冒険ランドプランの計画をどの程度継承するか考慮する必要があります。子ども・子育て支援事業計画は次世代計画に代わるものではありませんが、内容を斟酌する必要があるように思います。

●事務局

次世代計画を新たに策定することも可能ですが、城陽市では子ども・子育てという大枠で子ども・子育て支援事業計画として推進していきたいと考えています。次世代計画と子ども・子育て支援事業計画をそれぞれ作成する市町村もあるとはうかがっていますが、城陽市ではひとつの計画の中で子育て支援を進めていきたいと考えております。

●大久保委員

現在、発達障がいの子どもの数が増えています。障害者支援法との絡みもありますが、障がい児に対する職員の加配がなかなかつかなかつたり、特別支援教育が十分受けられなかったりという実態がございますので、支援が行き届く様に配慮をしていただきたいと思います。また、保護者のメンタルヘルスにも配慮が必要だと感じています。

●事務局

城陽市ではふたば園を運営し、発達障がいの子どもの受け入れています。毎年通所者数は増えています。現在は 100 人程度の子供が通所しています。今後も市として継続した支援を行っていききたいと考えています。また、母親の心の問題や児童虐待防止にも取り組んでまいり

ます。

●久保副会長

保護者の中には、子どもがおとなになって社会に出ていく過程で、幼児期の教育がどのように影響するか不安に感じているから一生懸命子育てを頑張っている方もいます。

障がい児支援については、子どもが就学したらふたば園で受けていた支援が途切れてしまうという現状がございます。ふたば園を利用している間はケアも積み重ね、友だち関係もできていたのに、卒園するとプツツと終わってしまいます。

子育て支援センターの方には公園での見回りや、あそびのひろばに遊びに来てもらうよう声かけをしてもらっています。また、たった2人の職員で、あそびのひろばに来てくれた親子の様子を見たり、ケアをしています。しかし、職員が子どもやその保護者と良い関係を築くことができても、子どもが小学校へ上がるとつながりがなくなってしまいます。私も「あの子、小学校へ行った後どうしているかな」と気になっても、就学してからのつながりがないために何もしてあげることができません。この様な状況では、本当に子どものことを考え、子育てをしていると言えるのか疑問に感じる場合があります。もっとケアが必要な子どもや保護者のことを考えていかなければならないと感じています。

●中岡委員

ひきこもりや、自宅に帰るのが嫌だという子どもたちが一息つけるような子育て支援センターのような施設ができればいいと考えながら、子ども・子育て会議に参加しています。

報告書には地域の子育て支援の満足度が掲載されていますが、自分の校区の満足度を見るとほとんどの方が満足されていないようです。もしかすると満足どころか、それ以前にどのような支援があるのか知らない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。井戸端で身近で気軽な相談場所から子育て支援をスタートできないかと考えています。城陽市全体で子どもたちのことを考える機会があればよいと思います。

●事務局

地域子育て支援センターは、現在鴻の巣保育園の2階に事務局を設置しています。実際にはコミセンやあそびのひろば等に出向いて事業を実施しています。その際大切にしていることは、子育て中の保護者や家庭を孤立させないことです。今後も相談や話をする場の提供は行っていきたいと思います。各幼稚園や保育園でもあそびのひろばやお母さんたちの悩みを聞く事業を実施していただいていますし、これからも継続したいと考えています。

なお、平成27年7月に深谷幼稚園跡地に子育て支援センターの開園を予定しています。子育て支援センターの機能は今後も充実させていきます。

●井上委員

私は以前からあそびのひろばなど子育て支援について知る機会がありましたが、実際には子育て支援の場があることを知らない方がたくさんいらっしゃると思います。その方たちへの情報の周知をお願いします。

●事務局

子育て支援情報は広報誌やホームページでお知らせしています。また、平成 22 年度から生後 4 カ月までの子どもがいる家庭を対象にこんにちは赤ちゃん事業を実施しており、保育士が各家庭を訪問し悩みを聞いたり情報提供を行ったりしていることもあってか、子育て支援講座の参加者も増えています。子育て中のお母さんが家庭にひきこもらず外へ出てきていただくことが大切だと感じていますし、その様な場を設定していきたいと考えております。

●井上委員

広報誌やホームページは必要がなければほとんど見ないのが実情です。それ以外の情報周知の方法はないでしょうか。

●朝山委員

公園の掲示板にはあそびのひろばのお知らせが掲示されていることもあり、私もよく見ていました。しかし、広報誌やホームページは量も増えてきていますし、関心があるところ以外は見ることはありません。城陽市が子育て支援の素晴らしい取組をされていることは認識していますが、そのことが市民に十分に伝えられていないのが残念です。

また、ふたば園についても久保副会長がおっしゃるように、就学前はふたば園と幼稚園に通いながらなんとかやっていたが、子どもが卒園すると本当に大変だというお母さんの声を聞いたことがあります。仕事をしていなければ子どもをずっとみてあげることができますが、仕事をはじめると十分に子どもをみてあげることができません。

城陽市でもせつかく良い取組をされているのですから、子育て支援事業について広めていく方法を考えていきたいと思います。

●事務局

いろいろな子育て支援施策を知る機会がなく残念だというご指摘はその通りだと感じています。情報周知の方法としてまず市の広報誌がありますが、それ以外の媒体も検討してまいります。

●朝山委員

私の地域では民生委員の方があそびのひろばなどのお知らせに来てくださいますが、このよ

うな民生委員の取組はどこの地域でも実施されているのでしょうか。

●事務局

地域差はあります。3年ほど前から、前年度中に生まれた子どもの名簿を個人情報保護の審議会の許可を得て民生委員に提供しています。民生委員には1歳児がいる全ての家庭を訪問していただいています。また、子育て支援講座では各地区の民生児童委員協議会にも尽力していただいています。

●安藤会長

その他にご意見、ご質問等ございますか。

計画策定では各立場から要望を出すだけではなく、「私たちが計画を作ろう」という姿勢も大事です。各委員の皆様の立場から述べていただいたご意見を反映し、中身のある計画を作成したいと思います。

また事業の情報展開は常に議論になるテーマですが、今後はインターネットやITの利用も増してくると思います。そうしますと、市民の側にも情報提供を求めるだけでなく、情報を見るという意識が求められるようになるのかもしれませんが。我々も、情報をクチコミするなど、市民活動の積み重ねが重要です。

——質疑なし——

(4) 教育・保育提供区域の設定について

●安藤会長

議事「(4) 教育・保育提供区域の設定について」に関して事務局より説明をお願いします。

●事務局

それでは資料4「教育・保育提供区域の設定について」をご覧ください。

——資料4説明——

以上でございます。

●安藤会長

ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございますか。

●石田委員

城陽市を1区域と考えると市にとっては効率が良いかもしれませんが、教育にせよ保育にせよ、歩いて行ける区域で考えていくことが理想だと思います。子育て支援センターも各地にある方が良いですが、現状は偏りがあり、JR城陽駅を中心に北部では開発が進み、保育需要も

中心部で高くなっています。

生活圏域での区域設定が望ましいのではないかと思いますがいかがでしょうか。地域子育て支援センターにしても、各地域にはありませんが市全体としてみればあるじゃないかということでは都合が悪いと思います。結論は良く検討した後に出していただきたいです。子育て支援センターの配置や幼稚園、保育園の配置も考慮しながら、もう少し慎重に地域の実態をふまえて議論を詰める必要があるのではないのでしょうか。

●事務局

本日は区域案として提示しており、区域の考え方の方向性を見出すことを念頭にしております。城陽市内では青谷から古川まで車なら 20 分程度で移動できます。幼稚園と保育園の配置のバランスですが、小学校区単位で見ると、各小学校と各園が対応するような配置にはなっておらず、全市的に子どもが通園している状況です。このような観点から、城陽市を 1 区域とする区域案を事務局から提示しています。

●石田委員

現実をもっと慎重に見る必要があります。皆が車に乗るわけではありませんし、子どもの実態や地域ごとの需要をきめ細かく検討してください。歩いて行ける身近な場所に子育て支援センターや幼稚園、保育園を配置していただきたいです。京都府内での城陽市の出生率は非常に低い水準ですが、今後出生率をどのように回復させるのか、城陽市が子育て家庭に優しい街となれるのかどうか課題です。

●事務局

区域は本日必ず決定するものではございません。次回以降の会議で区域設定に関する詳しい資料を提示したいと考えております。

●安藤会長

本日は区域について議論するための案を提示していただいたということですね。ただ設定の仕方はいろいろあると思います。例えば各園どの地域から通園してきているかという実態を考慮することも必要でしょうし、各地域の課題もあると思います。城陽市は宇治市や京都市の様に市内を川で区切るという様なこともございませんので、市内を区分する要素を何かご提示いただけたらよろしいのではないのでしょうか。また多くの委員にとってはそもそも区域設定がどういうことか分からない方もおられるでしょうし、そのギャップを埋める作業が必要ではないのでしょうか。

●石田委員

区域設定をしても、他の地域から他の地域へ通園してはいけないということではありません。各施設と自宅の距離は子どもの年齢によって意味合いが異なります。3歳から通う幼稚園では全市的に通園したり、1時間かけて通園する場合もあるでしょうが、0歳から通える保育園では、やはりベビーカーを押して歩いて行ける距離にあることが望ましいのではないのでしょうか。また、保育園については入所が集中している園とそうでない園があり、そのことが今まさに課題となっています。地域間で保育需要を調整することも考えられます。そのためには推計人口も考慮しながら区域設定を検討していかねばなりません。どの地域に何が必要なのか、きめ細かく検討していただきたいです。

● 初山委員

区域については全市で考えることも、地域で考えることも大事だと思いますが、区域を設定したらその区域内の施設しか利用してはいけないということではなく、どこからでも行ける、利用できるという風に柔軟性があることが重要だと思います。

● 朝山委員

保育園を利用している保護者の中には、近くの保育園を希望している方もいらっしゃいます。しかし、現実には近所の保育園を希望しながら空きがないために遠くの保育園へ通っている方もいらっしゃいます。市全体でみて施設があるというのももちろんいいのですが、やはりベビーカーを押して行ける距離に相談施設があったり、家の近くに保健師などがいれば嬉しいです。また、出産してから子どもが幼稚園や保育園に通い始めるまでの期間の支援体制が必要です。子どもが通園を始めるとママ友ができたりもしますが、子どもが未就園の時期は積極的な保護者は外へ出ていきますが、そうでない保護者は家に子どもと引きこもってしまいますので、そのような方が少しでも相談しやすい場所があればいいと思います。

● 安藤会長

子育て支援は幼稚園と保育園だけではなく、就学後も関わってくることです。就学前から就学後まで全体的に考えていかねばなりませんし、そうでなければ計画の内容も区域設定についても見えてこなくなります。取組ごとに全市的に区域を設定するのか、身近な区域を設定するのか考える必要があると思いますし、就学前児童だけが計画の対象ではないのでゆとりを持たせた区域設定を考えることが必要です。そのための判断材料が必要です。

● 中川委員

今、計画の対象についてのお話がありましたが、当初から疑問に感じていたことがございます。資料1の2ページにも資料3の骨子案の第4章にも「幼児期の学校教育や保育」という文言があります。しかし、小児科の立場で申しますと子育てとはまさに幼児期から小学校、中学

校、高校まで関わっていくことです。それにもかかわらず、資料3の骨子案では目次に書かれている事項が幼児期ばかりなのはなぜでしょうか。事務局では、子育て支援の対象についてどのようにお考えでしょうか。

また母子保健法、小児保健法、学校保健法などの関連法との関係性も見えてこない、計画の内容が書けないのではないのでしょうか。城陽市としてはっきり考え方を示す必要があると思います。

●大久保委員

私も中川委員と同意見です。乳幼児期の子育てはたしかに大変ですが、思春期の子育ても同じように大変です。また、医療、福祉、子育ては選ぶ時代になってきていますので、市民の皆さんが選択できるようにするためには、施設が全市に1カ所では足りません。現在のお母さんたちに利用しやすくしていただきたいです。

●安藤会長

資料1の6ページに放課後児童クラブの説明がございます。放課後児童クラブは主に小学生を対象にした取組であり、今後利用対象を小学6年生まで拡大することをふまえると、少なくとも子育て支援は小学6年生までを見越す必要があります。

●事務局

安藤会長がおっしゃるように、放課後児童クラブは就学後の子どもに関わる事項です。第1回子ども・子育て会議では、教育・保育及び地域型保育の利用定員についても会議でご議論いただくことをご説明しましたが、幅広くは就学前だけでなく小学生についてもご検討いただく必要があると考えています。また学童保育の利用対象拡大についてもご議論いただきたいと考えています。子育て支援の対象には少なくとも小学生までを含めて検討してまいります。

●安藤会長

他にご意見等ございますか。なければ議事は以上とします。

——質疑なし——

3. その他

●安藤会長

その他の事項について何かございますか。

——連絡事項等なし——

それでは会議の進行を事務局にお返しします。

●事務局

安藤会長、長時間の司会進行ありがとうございました。

第3回子ども・子育て会議では本日示した骨子案に加筆した資料をご提示したいと思います。
開催の日程は後日連絡差し上げます。それでは以上で第2回子ども・子育て会議を終了します。
本日はどうもありがとうございました。